

別表1（第2条第6号及び第7号関係）

区分	分類	サービス種別
介護サービス事業所等	入所系※1	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス、（介護予防）短期入所生活介護（空床型を除く。）、（介護予防）短期入所療養介護（空床型を除く。）
	通所系※2	通所介護（通所型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
	訪問系※3	訪問介護（訪問型サービス（総合事業）を含む。）、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援（介護予防支援を含む。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
障害者施設等	入所系※4	障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助、療養介護、短期入所（空床型を除く。）、宿泊型自立訓練
	通所系※5	生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス
	訪問系※6	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

別表2（第3条関係）

交付対象事業		交付対象者		基準額
区分	内容	区分	要件	
光熱費支援事業	光熱費の高騰による府民の生活に必要な施設等の維持管理費の増額に対応するため、各施設の利用者数の規模等に応じて支援金を支給する。	1 病院又は診療所（医科・歯科）	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を運営する者ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。	病院・有床診療所（6床以上） 1 病床 20,000 円 有床診療所（1～5床） 1 施設 100,000 円 無床診療所 1 施設 100,000 円 ※歯科のうち障害者を診察した場合は、以下の加算を行う (1) 障害者手帳を所持している患者を診察した場合 1 施設 10,000 円 (2) 重度な障害者を診察して特別対応加算を請求した場合 1 施設 20,000 円

	2 助産所	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内で開設している助産所を運営する者	1施設 67,000円	
	3 施術所	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内で開設し、保険診療を行う施術所を運営する者		
	4 歯科技工所	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内で開設し、歯科技工士法第21条第1項の規定による届出をした歯科技工所を運営する者	1施設 13,000円	
	5 介護サービス事業所等	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、介護報酬の請求を行う介護サービス事業所等（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウスにあっては、令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等）を運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。	入所系※1 定員1人当たり 12,000円 通所系※2 定員1人当たり 3,000円 訪問系※3 1施設 31,000円	
	6 障害者施設等	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者施設等を運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。	入所系※4 定員1人当たり 12,000円 通所系※5 定員1人当たり 6,000円 訪問系※6 1施設 30,000円	
	7 保育所等	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在する私立の保育所等を運営する者	定員100人以下 1施設 27,000円 定員101人以上300人以下 1施設 80,000円 定員301人以上 1施設 267,000円	
	8 薬局	令和5年12月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内に所在し、保険薬局として指定を受けている薬局を運営する者	1店舗 13,000円	
	食材費支援事業	施設等の利用者へ提供する食事の材料費の高騰に対応するため、各施設の利用者数等の規模等に応じて支援金を支給する。	1 病院又は診療所	令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して保険医療機関として指定を受けている病院又は診療所を運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。
2 介護サービス事業所等			令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、介護報酬の請求を行う食費の基準費用額が設定されている介護サービス事業所等（※）（軽費老人ホーム及び養護老人ホームにあっては、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続して京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等）を運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。 （※）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、	定員1人当たり 6,400円

			介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、 (介護予防)短期入所生活介護(空床型を除く。)、(介護予 防)短期入所療養介護(空床型を除く。)、軽費老人ホーム、 養護老人ホーム	
		3 障害者施設等	令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間において、継続し て京都府内(京都市内を除く。)に所在し、サービスを提供し、障害福祉 サービス等報酬の請求を行う障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医 療型障害児入所施設、療養介護を運営する者 ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する施設を除く。	定員1人当たり 6,400円

備考 光熱費支援事業1、5、6及び食材費支援事業1から3について、国、地方公共団体その他の公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とする。